

令和7年度人権啓発ビデオ制作販売委託仕様書

1 制作意図

兵庫県では、人権文化が定着した社会の実現をめざして「人権文化をすすめる県民運動」を推進している。人権文化が定着した社会とは、だれもが日常生活の中で、お互いの人権を尊重するということ、自然に感じたり考えたり、行動したりすることが定着している社会のことである。このような社会を実現するためには、県民一人ひとりが、改めて自らの在り方や生活習慣、社会的慣習などについて見直すとともに、人と人とのつながりづくりや支え合いを積極的に進めていくことが大切である。

このため、研修会等で映像を用いて人々の感性に訴えかけることにより、鋭い人権感覚や豊かな人権意識を身につけるとともに、日常生活の中でだれもが人権を尊重することを当然のこととして行動に結びつけられるようになることを目的として人権啓発ビデオを制作する。

2 制作内容

(1) テーマ

「社会におけるひきこもりと人権～誰もが支え合える社会の実現をめざして～」

(2) テーマ選定理由

ア 「ひきこもり・不登校（登校拒否）」が社会問題になった昭和50年代から、ひきこもりの人口は平成31年の調査で推計115万人（15～64歳、内15～39歳は平成28年発表）に達し、新型コロナウイルスの流行時から令和4年に行った内閣府のアンケート調査では、15歳から64歳までの年齢層の2%余りにあたる推計146万人に上っている。15歳から39歳のこども・若者層では、過去公表された調査の1.57%から2.05%に、40歳から64歳の中高年層では、公表された調査の1.45%から2.02%に増えている。（※1）また、こども・若者層の年齢別内訳では25～29歳が23.6%で最多を更新している現状がある。（※2）

イ ひきこもりの精神的リスクとして、不眠、抑うつ症状、対人恐怖症、強迫症、摂食障害、家庭内暴力などが挙げられ、ひきこもりの期間が長引くことで二次的な精神症状や問題行動を引き起こすおそれがあるとされている（※3）とともに、ひきこもりのこどもを抱える家庭は、経済的リスクをも抱えており、ひきこもり、不登校が長期化し、保護者が退職せざるを得ないなど家庭生活にも大きな影響を受けるケースも多い。（※4・※5）

ウ 学校での学習が途中で止まってしまっていること、就業経験が少ないことに対し、「知識や能力に自信がない」、人間関係のトラブルや失敗、職場になじめなかったというひきこもりになったきっかけも影響して、不規則な生活リズム、昼夜逆転の生活を続けることも多く、社会復帰をしようにも生活リズムを戻すのが難しいため、仕事や社会への復帰や自立が想像以上に困難となっている。（※6）

エ ひきこもりの長期化により社会的孤立状態が続くと、問題自体を表に出しづらくなり、第三者が支援に入った場合でも短期間で家族や本人が望むような状態へと導くのは難しく、家族や本人の疲弊により時間とともに相談や支援は困難になってくる点も、社会的な孤立のリスクとなっている。（※7）

オ 近年ではSNSの普及やコロナ禍でのコミュニケーション不足で社会的孤立を感じる若者が増えている。他者と比較するケースが少なくなり自身の不調や異変に気付にくく、また周りからも気付かれにくくなることから、セルフネグレクトとなり孤独死に繋がるケースもある。2015年4月～2022年3月の孤独死者は6,000人以上であり、8割以上が男性である。男女別で各年代の割合を出すと、20代は男性4.4%、女性7.8%となり若者では女性の方が孤独死になる割合が高い傾向がある。（※8・※9）

カ 「ひきこもり」「セルフネグレクト」に関する内容は、兵庫県人権啓発ビデオにおいて令和2年「カンパニユラの夢」（8050問題/ひきこもり問題が解決されないまま、状況が長期化し、家族が高齢化することで表面化した社会問題）で触れられているが、きっかけとなる青年期のひきこもり問題について取り扱った県作品はない。

- ※1 「ひきこもり」推計 146 万人 主な理由 “コロナ流行” 内閣府調査 | NHK
<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20230331/k10014025851000.html>
- ※2 図表 2-2-1 ひきこもり状態の人（年齢別） | 厚生労働省
<https://www.mhlw.go.jp/stf/wp/hakusyo/kousei/22/backdata/01-02-02-01.html>
- ※3 50代ひきこもり 悪徳業者も…危険な「専門家」丸投げ | 日本経済新聞
<https://www.nikkei.com/nstyle-article/DGXMZ066077150R11C20A1000000/>
- ※4 少子高齢化、ひきこもり…その先にある大きなリスク「8050問題」とは？ | 大阪市市民活動総合ポータルサイト
<https://kyodo-portal.city.osaka.jp/task/24000002202/>
- ※5 子の不登校で苦しむ保護者 2割が離職、1割弱が「死にたい」
精神的・経済的な支援急務
<https://www.sankei.com/article/20241212-37DTTRUQ3ZLBDHRXYLEKZ0565A/>
- ※6 「引きこもり」の実態に関する調査報告書⑨NPO 法人全国引きこもり KHJ 親の会
<https://www.khj-h.com/wp/wp-content/uploads/2018/05/11hikikomori.pdf>
- ※7 平成29年度「潜在化する社会的孤立問題（長期化したひきこもり・ニート等）へのフォーマル・インフォーマル支援を通じた『発見・介入・見守り』に関する調査・研究事業」特定非営利活動法人 KHJ 全国ひきこもり家族会連合会
<https://www.khj-h.com/research-study/questionnaire/aiging/>
- ※8 「孤独死」背景に「セルフネグレクト」引きこもり、外部と関係断ち実態顕在化しにくく | 産経新聞
<https://www.sankei.com/article/20240721-H5BBAA0LDBJQ5FRFSBGBXZDUX4/>
- ※9 第7回孤独死現状レポート | 日本少額短期保険協会孤独死対策委員会
https://www.shougakutanki.jp/general/info/kodokushi/news/kodokusireport_7th.pdf

(3) テーマの展開

テーマは「社会におけるひきこもりと人権～誰もが支え合える社会の実現をめざして～」である。現代の日本社会において、様々な理由で「仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせず、6か月以上続けて自宅にひきこもる青年、周りの無理解や地域のなかで居場所が見い出せずに孤立し、適切なサポートが得られていない問題的状况や家庭での問題が、その家族をも外で人とつながることを困難にし、解決すべき問題の発見を遅らせるばかりか、その家族や、青年の生きる力を奪うことを知った主人公が、自身や他の当事者（元ひきこもり経験者）との関わりの中で、誰もが支え合える社会の実現に向けて取り組む物語とする。

3 ビデオで描きたい場面とポイント

- (1) ひきこもる（セルフネグレクト）人たちの心の内、さまざまなきっかけや背景があって傷つき、混乱し、不安定になった自分をこのままの生活に晒しておけば、身も心も壊れてしまう危機を察知して、止むにやまれぬ思いでとった行動が「ひきこもり」という行為であると認識する場面。
- (2) 止むを得ない思いで自己防衛のために、ひきこもってしまった若者が親や家族に対して、何もせずただ家にこもる生活は、自責の念に駆りたてられ辛く苦しく、激しい罪悪感をもつ場面。
- (3) ひきこもったことによって、人から離れ、自分の世界にこもっていると、一面で心は安心しているものの、集団や人への恐怖がますます募り、それが次への行動をにぶらせて悪循環になり、人から与えられた苦しみや心の傷から、自分を守るために、ひきこもるといふ行為

を選択しておきながらも、それによって逆に人への恐怖が加速するというアンビバレント（ひとつのことに2つの相反する感情を抱いている状態）な心理の中での苦悩やひきこもった自分を他人はどう思っているだろう、他人はきっと自分を変な奴だと思っているだろう、もう自分のような人間は誰も相手にしなくなるのではと人への不安を持つ場面。

- (4) 家族、上司や友人等が理解することなく、怠けているとばかりに厳しく接することで、本人を追い詰めたり、社会的価値観、社会的規範で本人を評価する場面とともに、常識的な価値観で対応することや強制的には最も危険であるということを知る場面。
- (5) ひきこもりという事態を抱えた親の多くは、苦しみ、悩み、どうにかしたいと心では思いつつも、わが家のこの事態の解決のために、専門機関や相談機関までたどりつかない現状や、ひきこもりは誰にでも起こりうること、事態を重くしない、またこれ以上長引かせないためへの支援事例を知る場面。
- (6) (1)～(5)により、ひきこもり支援を通じて安心して暮らせる社会の実現をめざして、それぞれが行動に移す場面。
- (7) 全体を通して視聴後に希望が持てる結末とするが、安易に解決するような展開は控える。
- (8) オープンエンド的な手法を取り入れるなど表現方法を工夫し、知識理解に留まらず感性に訴える内容とする。
- (9) 各種研修会等で活用される観点から、限られた人だけでなく、できるだけ多くの人が関心を持って見ることが出来る内容とする。

4 企画・制作

兵庫県、公益財団法人兵庫県人権啓発協会

5 企画協力

兵庫県教育委員会

6 活用方法

地域・職場・学校・PTA等、県民に広く利用されるよう、人権にかかわる学習会や研修会等での学習教材として活用する。

7 規格・制作本数・制作期限・販売

(1) 規格 DVD 概ね30分程度（字幕、副音声の選択ができるようにする）

(2) 納品物 ①USBメモリ（下記のデータを収録すること）

A 原版（MOV形式）

- a) 字幕なし・副音声なし
- b) 字幕あり・副音声あり

B 本編（MP4形式）

- a) 字幕なし・副音声なし
- b) 字幕あり・副音声なし
- c) 字幕なし・副音声あり
- d) 字幕あり・副音声あり

C 予告編（MP4形式／字幕なし・副音声なし）

②DVD 75本 ※ただし、別途販売用としてDVDを製作する。

③チラシ 3,000枚、原稿データ

(3) 制作期限 令和7年10月末日

(4) 販売 販売目標本数は350本以上

※販売開始から3年以内に達成することとし、協会が指定する日までに目標本数に達しない場合は、販売方法等について協議のうえ協会が決定し、

その指示に従うこと。コンペ時には、必ず受託者資格、販売促進体制及び販売先等の販売計画を具体的に示すこと。

8 製作費

11,000 千円（税込み）

9 その他

- (1) 受託業者は、ビデオ（DVD）及び作品予告編（30秒程度）を製作し協会へ納めること。
なお、作品予告編は自社のWeb上で公開すること。
- (2) 再委託の禁止
本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を協会に提出し、協会の書面による承認を得た場合は、協会が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。
なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託業者は協会に対し全ての責任を負うものとする。
- (3) 質疑については、メール又はFAXにより問い合わせること。前記以外の方法による質疑は受け付けない。また、問い合わせは 3月21日（金）17:00 までとする。
- (4) 提出書類については返却しない。
- (5) コンペにかかる費用については提案者の負担とすること。
- (6) 提出された他社のシナリオ概要から、制作するビデオに引用しないこと。
- (7) 委託業者の提案した企画書に基づきビデオを制作するものとするが、必ずしも提案どおり実施されとは限らず、必要に応じて協会が変更できるものとする。
- (8) 完成作品及び作品予告編の著作権は、協会に属するものとする。
- (9) 主演者等に「ひょうご人権ジャーナルきずな」での取材や、人権に関するラジオ番組等への出演を依頼した場合、出演調整を行うこと。
- (10) 作成された動画を、オンライン研修で使用する場合、協会と協議した上で許可すること。
- (11) 本仕様書について相違が生じた場合は別途協議のうえ決定すること。
また、本仕様書に記載されていない事項については必要に応じて協議のうえ協会が決定する。

10 参考資料

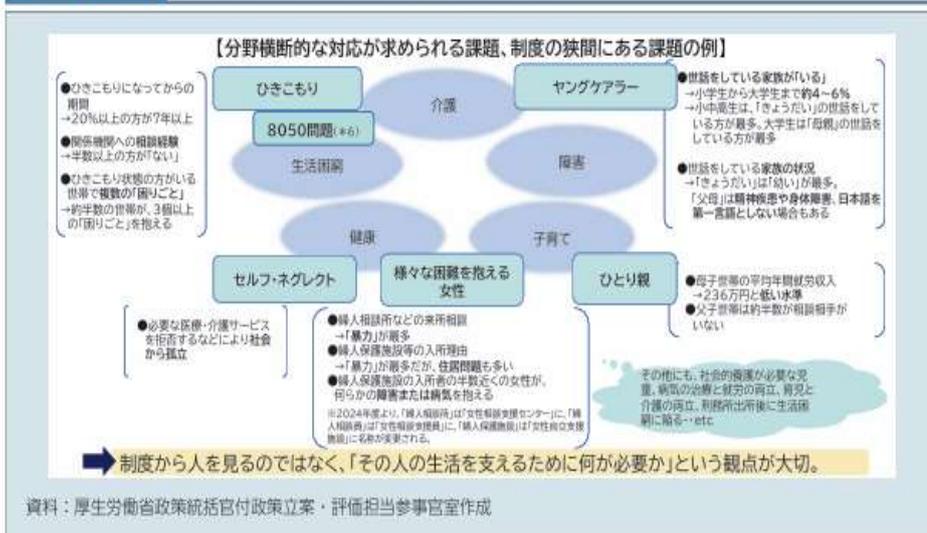
- (1) こども家庭庁 令和5年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業 社会生活を円滑に営む上での困難を有する 子ども・若者の実態等に関する調査研究 報告書
みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 令和6年3月
https://www.mizuho-rt.co.jp/archive/case/pdf/r05kosodate2023_0101.pdf
- (2) 令和5年版厚生労働白書—つながり・支え合いのある地域共生社会—
厚生労働省
<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/22/dl/zentai.pdf>

図表 2-2-30 セルフ・ネグレクトに該当する状態

	当てはまらない	当てはまる と だ げ ら か と い う と	当てはまる	と と せ て は ま る	無 回 答
①不衛生な家屋に居住している	5.0%	37.9%	37.3%	16.7%	3.1%
②衣類や身体の不衛生が放置されている	3.4%	31.8%	43.1%	18.5%	3.2%
③不十分や住環境に居住している	10.6%	43.3%	32.1%	10.7%	3.2%
④必要な介護・福祉サービスを拒否している	3.4%	28.2%	44.4%	20.8%	3.2%
⑤必要な受診・治療を拒否している	2.7%	25.5%	42.3%	26.4%	3.1%
⑥地域から孤立している	26.8%	39.7%	22.0%	8.3%	3.2%
⑦近隣住民の生命・身体・生活・財産に影響を与えている	22.6%	37.1%	27.7%	9.1%	3.5%
⑧詐欺的商法の被害にあっているが支援を拒否している	10.3%	41.3%	33.0%	11.9%	3.5%
⑨家族・親族から虐待を受けているが支援を拒否している	6.5%	26.4%	38.7%	24.8%	3.6%
⑩近隣住民から経済的搾取を受けているが支援を拒否している	8.9%	30.0%	37.6%	19.7%	3.8%
⑪認知症である（疑いを含む）	51.7%	24.5%	15.7%	4.3%	3.9%
⑫精神疾患がある（疑いを含む）	52.0%	23.5%	16.0%	4.4%	4.0%
⑬知的障害がある（疑いを含む）	52.5%	24.2%	15.1%	4.1%	4.0%
⑭身体障害がある（内部障害や疑いを含む）	54.7%	25.1%	11.8%	3.2%	5.2%

資料：自治体の包括的権利擁護体制に関する調査研究報告書（平成30年度）

図表 3-1-1 分野横断的な対応が求められる課題等の例



資料：厚生労働省政策統括官付政策立案・評価担当参事官室作成

- (3) ひきこもり相談パンフレット「ひきこもりを理解するために」
兵庫県福祉部障害福祉課精神保健福祉センター
(兵庫県ひきこもり総合支援センター)
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf21/documents/hikikomori-rikai.pdf>
- (4) 孤独・孤立の実態把握に関する全国調査（令和5年人々のつながりに関する基礎調査）
令和6年3月内閣官房孤独・孤立対策担当室
https://www.cao.go.jp/kodoku_koritsu/torikumi/zenkokuchousa/r5.html
- (5) 兵庫県ひきこもり対策検討委員会報告書
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf08/documents/houkokusyohonbunn.pdf>

11 人権に関する資料

- (1) 人権の擁護（法務省. 令和5年9月発行）
<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken25.html>
- (2) 人権啓発テキスト（兵庫県. 令和2年）
<https://www.hyogo-jinken.or.jp/wp/wp-content/uploads/2020/04/tekisuto2020.pdf>
- (3) 兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針 改訂版. 平成28年3月）
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf06/documents/h28shishin.pdf>

2 人権尊重の理念

すべての人間が、人間の尊厳に基づいて、生まれながらにして持っている侵すことのできない固有の権利である人権は、社会を構成する人々が平等な個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために、欠かすことのできない権利であって、すべての人に平等に保障されなければならないものです。

日本国憲法においても、人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられたものであるとされ（11条、97条）、個人の尊重、生命、自由、幸福追求の権利については、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする（13条）とともに、法の下での平等が保障され、政治的、経済的、社会的関係において差別されない（14条）とし、様々な個別、具体的人権が憲法で保障されています。そして、国際人権条約によって、確認・強化されています。

これらの人権については、国や地方公共団体等公権力との関係においてはもちろん、国民相互の間においても尊重されるべきものです。

一人ひとりが、自らの人権を主張し行使するに当たって、自分の人権のみならず他の人の人権についても正しい理解を持ち、自らの権利の行使に伴う責任を自覚することにより、他の人の人権との共存を図っていくことが重要です。

さらに、そのことが、日常生活の中で自然に態度や行動にあらわれるようになることが大切です。

12 相談窓口等

(1) 人権問題に関する相談

- ア 法務省「みんなの人権110番」 電話番号：0570-003-110
受付時間：平日 8:30～17:15
- イ 神戸地方法務局人権擁護課 電話番号：078-392-1821
受付時間：平日 8:30～17:15
- ウ （公財）兵庫県人権啓発協会 電話番号：078-891-7877
受付時間：平日 9:00～17:00

(2) ひきこもり・不登校・居場所

- ア ひきこもり、不登校等の青少年を支援するひょうごユースケアネット支援機関ナビ
https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk16/ac12_000000046.html
- イ ひきこもり相談支援センター
ほっとらいん相談 電話番号：078-977-7555
月曜日・水曜日・土曜日
受付時間：10:00～12:00 13:00～16:00
- ウ 兵庫ひきこもり情報ポータルサイト <https://hyogo-hopstepjump.info/>
- エ ひょうごっ子悩み相談 <https://www.hyogo-c.ed.jp/~kenshu/41.html>
- オ 県立神出学園 <https://www.kande-gakuen.jp/>
- カ 県立山の学校 <https://seishonen.or.jp/yamanogakkou/>

13 ビデオ制作状況及び作品予告動画等

昭和55年度～平成8年度	同和問題
平成9年度「ふれあい家族」	地域社会（震災に学ぶ助け合い・支え合い）
平成10年度「こころの架け橋」	親子問題
平成11年度「今光っていたい」	家族・地域社会
平成12年度「街かどから」	地域社会（世代・国籍を超えた豊かな人間関係）
平成13年度「ま・さ・か わたしが」	情報社会における人権（個人情報、情報機器等）
平成14年度「新しい風」	女性・子どもの人権（DV、児童虐待）

平成15年度「もう一度あの浜辺へ」	高齢者の人権（高齢者虐待）
平成16年度「壁のないまち」	障害のある人の人権（ユニバーサル社会の実現）
平成17年度「私の好きなまち」	同和問題（差別のない共生社会づくり）
平成18年度「夕映えのみち」	インターネット社会における人権
平成19年度「こころに咲く花」	いじめと人権（パワーハラスメント、子どものいじめ）
平成20年度「親愛なる、あなたへ」	地域と人権（高齢者、子ども、まちづくり）
平成21年度「あの空の向こうに」	ケータイ・ネット社会と人権（コミュニケーション、家族）
平成22年度「クリームパン」	いのちと人権（児童虐待、自殺、震災）
平成23年度「桃香の自由帳」	共生社会と人権（子育て、高齢者、いじめ）
平成24年度「ほんとの空」	意識と人権（風評被害、いじめ、同和問題、外国人）
平成25年度「ヒーロー」	無縁社会と家族（家庭や地域でのつながり）
平成26年度「あなたに伝えたいこと」	インターネット時代における同和問題
平成27年度「ここから歩き始める」	高齢者の人権（認知症をともに生きる）
平成28年度「風の匂い」	障害のある人の人権（知的障害者）
平成29年度「あした 咲く」	女性の人権
平成30年度「君が、いるから」	子ども・若者の人権
令和元年度「サラーマット ～あなたの言葉で～」	SNS時代における外国人の人権
令和2年度「カンパニュラの夢」	超高齢化社会とひきこもり（8050問題）
令和3年度「夕焼け」	ケアラー
令和4年度「バースデイ」	性的少数者
令和5年度「大切なひと」	ネット社会における部落差別と人権
令和6年度「あなたのいる庭」	子ども・社会的養護

(1) 過去作品紹介（活用ガイド付）

(https://www.hyogo-jinken.or.jp/archives/videonew_cat/hyogo)

(2) R6 作品予告動画

(https://www.toei.co.jp/entertainment/education/detail/1244158_3490.html)